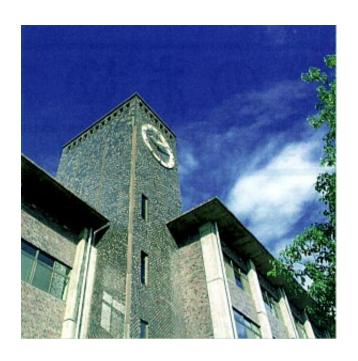
RFL Newsletter No.8(1997.3)

立命館大学法学部ニューズレター 第8号



Newsletter

The Faculty of Law Ritsumeikan University

目 次		
定年退職を迎えて	中井美雄	2
ゼミ旅行雑話	長尾治助	4
立命館生活20年余を振り返って	菊井禮次	5
立命館大学法学部の皆さん!「またお会い致しましょう」	木棚照一	7
オーストラリア・ニュージーランドでの消費者法調査	堀田牧太郎	11
韓国出張報告 - その 1 ・ソウル -	谷本圭子	12
アメリカン大学ロ - ・スクールとの憲法50周年記念シンポジウムの開催 大久保史郎 13		
法学部のある四人組の自己満足と自己追放の歌四首	松岡正美	19

2

定年退職を迎えて

中井 美雄

この三月末に定年を迎えるが、定年という ことについて、特にこれといった感懐がなく て弱っている。定年を迎えたからといって別 に研究や教育への関心が雲散霧消するわけで もない。長い人生のなかで、この世に生を受 けたり、学校に入学・卒業したり、就職した り家庭を持ったり、仕事やプライベイトな生 活の面で悲喜こもごもであったり、定年など というものよりももっと大事なことが沢山 あったようにも思う。定年という制度がある から一つの区切りをつけるというだけのこと である。むろん、定年という制度の積極的意 義を否定するつもりはさらさらないが、定年 という事実の到来には特にこれといった感懐 はない。既定の事実の到来というに過ぎな い。寧ろ、これからのあれこれで、種々思い を巡らすという楽しみを味わっているという のが偽らざるところである。

振り返ると、立命館では大学院も含めると 37年余にわたって御世話になった。私は、 運命論者ではないが、1960年に、大学院 での勉強の場を立命館に求め、そこで民法研 究の指導をしておられた西村信雄先生や板木 郁郎先生との出会いがあって、思いもかけ ず、立命館での研究・教育の場を与えて頂い た。爾来長きにわたって、生来、頑固者で不 器用であり、勝手気儘な人間をよく包み込ん で下さったと、立命館に心から感謝してい る。ただ、民法の研究に関しては、西村先生 や板木先生に、その方法や姿勢について深い 御教示を得ながら充分に生かし得なかったこ とに忸怩たる思いを抱いている。幸いにして 最近は体調も良く、気力も充実してきている ので、これからもう一頑張りと、思いを新た にしている。

私の研究は、修士論文であった「不動産賃借権に基づく妨害排除ー財産権体系と権利保護制度についての一つの視点」に始まる。このテーマを取り上げたのは、当時の学界状況のなかで賃借権の研究が盛んであったことに

も影響を受けたが、それよりも、この論文の サブタイトルに表示したとおり、物権・債権 を峻別する民法の財産権体系とそれぞれの権 利侵害に対する法的救済論の進展のなかに、 民法全体の俯瞰図を描き、民法研究の自分な りの方法や視点が見いだせるのではないかと 考えたからである。わが国の民法典上、債権 に位置づけられている賃借権の侵害に対し て、わが国の民法理論はどのように対応して きたかを考察することによつて、民法理論 = 解釈論の動態や発展の一端を明らかにするこ とができるのではないかと考えたのである。 その問題意識は続いて「ドイツにおける権利 侵害予防制度の一考察」へとつながった。こ の論文は、ドイツにおける「一般予防的不作 為の訴」の展開をフォローしたものである が、一般的人格権という権利概念の形成過程 において重要な役割を果たしたとされるドイ ツの「一般予防的不作為の訴」に関する理論 展開を追ったものである。ドイツにおける 「裁判による法創造」の典型例としてもしば しばあげられる。わが国において、戦後、公 害被害の法的救済が論議されるなかで浮上し てきた「差止請求」の検討の必要性に触発さ れた面もある。今日、わが国の裁判所も「人 格権」という権利概念に市民権を与え、その 侵害を理由にする出版物発行の差止を認める 事例が現れている状況にあるが、権利の生成 やその保護のあり方を考える上においては、 重要な手掛かりを与えるものであると考え た。その後の私の民法研究の基本的姿勢は、 民法の既成の制度や規定と、新たに社会に生 起してくる法的課題・紛争の解決のために必 要と思われる法理論との乖離の解明と、それ を克服するための考え方の検討という方向へ 向かっていった。従って、「権利」論にも大 きな関心を抱き続けている。私法における権 利はもともと私人の自由活動領域を画するも のであり、その領域においては私人の自由な 活動が許容されるものである。むろん、恣意

私の立命館の在職は1963年から199 7年にわたっているが、最も落ち着いて自分 の勉強ができたのはなんといっても当初の1 年半ほどの助手の時であった。雑用に患わさ れず外国書にも没頭できたし、資料の蒐集に も時間をかけることができた。大学助手とい う制度は今から考えれば、大学教員の育成と いう観点からはなかなか優れた制度だと思 う。最近は大学全体にも余裕がなくてこの制 度の運用は難しい面もあるが、今のような状 況だからこそこの制度の活用を再考してもよ いのではないかと思っている。その他、印象 に残るのは1960年代後半から1970年 代前半にかけての時期と1980年代であ る。前者はいわずとしれた大学紛争の時代で あり、その評価はさまざまありうるとして も、戦前から続いた大学像が崩れ、大学とい う研究・教育機関の社会的位置づけや機能が 問われだした時代であったと思われる。私の ような世代は戦前に基礎的な教育を受け、そ れなりの価値観の洗礼を受け、大学について も「象牙の塔」的感覚が強い。それが戦後、 高等教育の大衆化の流れに曝され、好むと好 まざるとにかかわらず、大学のあり方につい て考えざるを得なくなった時代であろうと 思っている。昭和44年度の入学試験に際し ての印刷委員としての仕事や、学生部次長当 時の寮問題の後始末などいろいろと記憶に残 ることは多い。また、1980年代は公私に わたって、危機状況を経験した時代であり、 自分にとっては正念場でもあった。病気をし てみて、医療技術の進歩を実感させられた

し、また、一人の人間の疾病がもたらす家族 をはじめとする人間関係への影響についても いろいろと学ぶことがあったように思う。医 療過誤法にも関心をもつ者として、考えさせ られることが多かった。医師をはじめとする 医療関係者は患者の病気を科学的・合理的手 法に基づいて治癒させようと最大限の努力を するが、患者の側からすれば、如何に治療方 法や予測される効果について説明を受けて も、なお一抹の不安と諦念が残ることは事実 ではないかと思う。医療における自己決定と は患者が得た情報に基づく自らの合理的な判 断なのか、あるいはある段階で清水の舞台か ら飛び下りる決断をすることなのか、などと 考えていたものである。専門家としての医師 の倫理観や責任ある判断に頼らざるを得ない 面のあることは否定できないように思う。こ の時期は、ゼミの学生やOBに随分と励まさ れた。あらためて、大学におけるゼミの意義 を見直した思いであった。60年代の後半と 80年代の全体は、個人的に苦しみも多かっ たが、逆にいろいろと鍛えられた時代でも あったと思っている。不十分ではあったが、 事に臨んで、自分としては最大限の努力をし たつもりでもあり、立命館でのいくつかの経 験は私の貴重な糧ともなっている。

今あらためて、大学の教員は厳しい研究姿勢を維持し続けることが基本であると思っている。深い研究が自分の講義に自信をもたせ、また研究に基づいた成果が学生に還元されることによって学生に対する責任を果たすことができ、ひいては学生を大事にすることにもなる。もし大学教員が十分に研究を行えない状況があるとするならば、それは克服されなければならない課題である、ということをあらためて痛感している。37年間の長さにわたって私を生かしてくれた立命館に深く感謝を申し上げる。

(なかい・よしお 民法)

_

ゼミ旅行雑話

長尾 治助

1997年2月3日ゼミ旅行を実施する。 1時間、蟹の喰べ放題ということにつられてか宿泊地は金沢ということになった。蟹にありついている間、気持ちが身をとりだすことに集中しているため、誰もが何もしゃべらない。この沈黙の間を有効に活かす手はないものか、そう、引率の教員として、この際、学生諸君の糧となることでも話そう。それが次の雑話である。

人には与えられた課題があるのであって、「生きる」とは、それをやりとげるというであると思う。それ故、まず何が課題かあるのかを知ることが大切なのだが、経験を通いない。ともあれば、読書や教育を追して得ることもある。して得ることを知識として得ることもあるりによって異なっている。幼児期はさておりによって異なっている。幼児期はさておりによって異なっている。幼児期はさておりによって異なっている。幼児期はさておりによって異なっている。幼児期はさております。といわなければならない。やり遂げるのであるから。

もっとも、多くの人は、この時期、無我夢中で生活することに没頭している状態にある。

この状態を抜けでたとき、一つの答えが待ち 受けている。生きていて良かったと感動を憶 えるか、早く死んだ方がましだったと思う か、良いこと・悪いことこれすべて人生と達 観するか、である。

それはとにかく、人にはその人なりの課題が負わされている。「先達はあらま欲しけれ」というが、ここは一つおこがましくも先達となって、さしずめ学生諸君が近々の中に迎えるであろう20年代後半期までの目標を提供しようと思う。その目標は三つある、というのが宗教家でもあり法律家でもあったカール・ヒルティーの言であり、私もこれに

共鳴する。「A君、その三つとは何でしょう。」赤い甲羅をいじくる手を休めて学生とおり、「一つは就職です。」それから、っちとは何です。」それからいるという答えが返れる。大学生として相応の答えである。大学生として何のための就職かんのである。大学生とは「何のための就職が入りないればである。とではないか。そうにして、仕事をとこのとないないが、そうにはないか。そうにないなければ幸福というだければ幸福というと覧容さが伴なっていなければ幸福というと覧容さが伴なっていなければ幸福というと覧容さが伴なっていなければ幸福というといるといるである。

「ではC君、自分の考えなり、信念なりを確立していく上で、どんな書物や体験がこれまで有益だったのですか。」と私は他の学生に問う。様子からすると、C君は殆ど書物らしい書物をひもといたことがないらしい。漫画本、コンピューター・ゲームの世代でバイクを買うためアルバイトといった若者をとりまく社会環境にC君は埋没しているのかもしれない。

それならそれで、丁度、金沢へ来たところで、石川近代文学館を見学することも学生諸君には一つの刺激になるかもしれない。そこで私は、北風に混じって時折吹き寄せるまり余程を散歩するより余程を散歩するよりのも自由ですが、「明日はおするとなる等なので、「明日はおすすめですよ。」と学生諸君に同じまり、いや五匹を平らばはおすすめですよ。」と学生諸君にに近代文学館はおすすめですよ。」と学生諸君に関いてみた。でも蟹三匹、いや五匹を平らばはおすすめですよ。」と学生諸君の目は血走っている。手さば文学を訪れたかどうか私は知らない。

(ながお・じすけ 民法)

立命館生活20年余を振り返って

菊井 禮次

1975年の秋に、立命館大学法学部の池 田誠教授から同学部への移籍の打診を受けた 時、私は躊躇することなく教授のお誘いに甘 えることにした。それには二つの理由があっ た。一つは、当時在籍していた岡山大学法文 学部で、私は20年近く場違いな「西洋政治 史」講義を担当していたが、そろそろ本来の 専攻分野である国際政治学の講義を受け持っ てみたいと考えていた矢先だったからであ る。もう一つの理由は、立命館で私に予定さ れていた国際政治論のポストは、私の京大で の恩師、立川文彦先生の兄弟子に当たる田中 直吉教授(1933年の滝川事件で京大を辞 職)が戦前・戦中の立命館大学で「外交史」 として担当され、戦後は、院生時代に秘かに 私淑していた前芝確三教授が担当されて、そ の講義からマルクス主義的国際政治学の労作 を次々と生み出しておられた由緒ある講座 だったからである。前芝先生の衣鉢を継い で、自分なりにマルクス主義的国際政治論の 体系を構築してみたいという思いが、私を学 生時代を送った京都の地へと一路駆り立て た。

さて、果たして前芝教授の衣鉢を継ぎ得た かどうか、この20年余りの自分の仕事振り を振り返ってみて内心忸怩たる思いがある が、私が遣り残した課題は、4月に赴任して くる同じ立川門下の豊下楢彦君が引き継ぎ、 彼独自の視点から、得意とする実証的研究を 通じて、彼の在任中に大輪の花を咲かせてく れることだろう。また私自身も次年度以降暫 くは幸いにも特任教授のポストを与えて頂い たので、彼の後ろを走る第二走者として、自 分のペースで今遣りかけの仕事を続けていき たいと考えている。元々外交史から出発し て、戦後国際政治の理論研究へと傾斜して いった私にとっての心残りは、理論研究から 再び歴史研究へと上向的に回帰する仕事を、 専任教員の時代に果たせなかったことであ る。厚顔ながら当分の間、「立命館法学」の 場を利用させてもらって、未完のままに止 まっている「現代国際政治史序説」の執筆を 間歇的ながら続けていきたいと願っている。

ところで、岡山大学という国立系の職場か ら私学の立命館大学法学部に転じて、悲喜 交々、私を驚かせた幾多の事柄があった。現 役を去るに当たって、印象に残っている二、 三の事柄に触れておきたい。その一つは、物 質的な意味での研究・教育条件の問題であっ た。当時、北大に次いで広いと言われていた 広大なキャンパスの前任校(及び個人研究 室)から広小路の立て込んだ立命館の学舎群 (及び狭くて薄暗い個人研究室と称されてい た小屋)に移って来て暫くのあいだ、私は研 究が手に着かなかった。故前芝教授が日常、 このような設備の悪い研究室を使って、次々 と著作を物にされていたのだとすれば、その エネルギーは私にとって驚異的であった。そ の後法学部も衣笠キャンパスに統合されて、 研究室の条件はある程度改善されたとは言う ものの、未だに大半の教員が研究室と書庫を 別室にして利用しているという状況は、やは り普通ではなかろう。研究室の条件がよくな れば必ず充実した研究業績が上げられるとは 限らないとしても、一般的に言えば、安かろ う悪かろうは世の習いである。

第二に、研究条件の劣悪さとは対照的に、 立命館に来て私が強く印象づけられたのは、 学部事務職員たちの教員に対する親切でてき ぱきとした応対振りである。国立大学事務職 員の怠慢さと小役人根性を嫌というほど経験 してきただけに、立命館の職員の的確な対応 は極めて新鮮に映った。しかし、近年になっ て学部事務室の職員数が、増大するばかりの 学生数に比して相対的に減らされ(というこ とは中川会館への中央集権化が図られ)、数 少ない職員が日夜きりきり舞いしている姿を 目の当たりにすると、教材用のコピーーつ頼

むのでも気が引ける(私は強引に常に頼んできたが、それは言わば当然の職分であろう)。これはやはり正常な状態とは言い難い。徒に中央集権化の進む中川会館から、多くの事務職員を学部事務室に引き揚げることが早急に必要となっていると言えよう。

第三に、教授会の雰囲気について。学部教 授会の毎度に及ぶ長丁場は、前任校でも経験 していたから取り立てて違和感はなかった が、むしろ驚かされたのは、他学部の内部問 題についても延々と議論していることであっ た。それは、大学全体の民主的運営という観 点から必要なのかもしれないが、ある学部が インスティテュート制を導入すればその他の 学部も一斉に右へならえをする、という立命 館方式は未だに馴染めない。これでは却っ て、各学部の優れた個性(学生の個性を含め て)を殺すことになりはしないかと恐れるの である。近年の教授会でもう一つ気になる現 象は、若手教員の下克上的発言が余り聞かれ なくなったことである。「若手懇」で事前討 議と意思統一がなされている所為であろう が、いささか淋しい光景ではある。私のよう なロートルの一匹狼的発言よりも、若手によ る侃々諤々の下克上的発言の方が、大学全体 を文字通り民主的に動かす上で遥かに効果大 であることは明らかだからである。最近の学 生が温和しくなったからといって、若手教員 までも物分かりがよくなり過ぎては、立命館 民主主義の発展にとって困ることにならない か。

第四は、大学行政についての印象。学部行政に不得手且つ不真面目であった私が言えば不遜に聞こえるかもしれないが、ここ数年、立命館大学では、主として研究・教育志二型教員とやのの悪しき二人の関係であるように感ずるのは、私の杞憂もしくは関いであるように感ずるのは、私の杞憂もしくは関いであるように感ずるのは、学内行政へのは関いで通れない重要課題であろうが、近年やたらに増える各種委員会は、やはり何らかといるとは関いであるまいか。上での整理と規制が必要なのではあるまいか。上述の二極分解傾向を是認するのであればとも

かく、そうでないとすれば、研究意欲に燃える全ての若手・中堅教員が息切れせざるを得ないような大学「改革」一点張り運営には、どこかで大鉈を振るう必要があるだろう。蓋し、大学の真髄が「改革のための改革」にあるのではなく、あくまでも研究・教育の発展にあることは言を俟たないからである。

第五に、法学部「改革」そのものについ て。入試制度の改革、学部カリキュラム改 革、セメスター制の導入等、殆ど毎年のよう に「改革」を繰り返してきたが、ここらで一 度、5年前、10年前の学生と現在の学生と の実質的な学力の比較調査をやってみる必要 があるのではないだろうか。私には、どうも 最近の平均的な法学部学生の学力水準が以前 よりも低下しているように思われて仕方がな いのである。もし調査の結果、客観的に見て 現役学生の学力が劣化しているとすれば、勇 気を奮って、より簡素であった以前の教学シ ステムに戻すことが要請されるだろう。具体 的に言えば、逆説的に聞こえようが、5コー ス制に分かれる以前の学生の方が、現在の政 治・行政コース在籍の学生よりも政治学の学 習に熱心であり、成績も優れていたことは否 定できないからである。そのことは、多かれ 少なかれ他のコースの学生たちにも言えるの ではないか。

「現役退場のご挨拶」を書くつもりが、とんだ御託を並べる結果になってしまった。これも、何とか性痴呆症の初期兆候と思い召して、諒とせられたい。最後に、かつての民主主義法学(と政治学?)のメッカ、立命館大学法学部の旗印が再び高々と掲げられる日の近からんことを信じて、教授会諸兄姉へのお別れの詞としたい。

(きくい・れいじ 国際政治学)

立命館大学法学部の皆さん! 「またお会い致しましょう」

木棚 照一

わたくしは、本年3月をもって27年間勤 めてきた立命館大学法学部を依願退職し、早 稲田大学法学部に移ることに致しました。こ の点で、まず、立命館大学法学部の学部長を 始めとする同僚の皆様に大変ご心配、ご迷惑 をおかけしたことをお詫びしたいと思いま す。また、定年退職ではありませんので、最 終講義という形でわたくしの思いを述べる公 式な機会を持ちません。去る2月22日「か らすま京都ホテル」において、わたくしが係 わってきた研究会の会員、立命館大学の先 輩・友人、ゼミの学生・院生を中心に、いわ ば内輪で「送る会」を催して頂きました。そ こで「国際私法と私」と題する20分程度の スピーチを致す機会に恵まれました。わたく しは、その原稿を中心に、わたくしの学問と 立命館大学への思いを立命館大学法学部の同 僚であられた諸先生、卒業生諸君にメッセー ジとして残しておきたいと思います。

まず、わたくしが国際私法を研究しようと 考えた動機からお話してみたいと思います。 わたくしは、中学時代のある時点を境に法律 を研究する学者になりたいと考えるようにな りました。大学に入り、60年安保を経験す る中でその気持ちがいよいよ強くなっていま した。しかし、我妻栄先生の『民法講義』な どを読んでいるうちに、法律学の難しさが次 第に分かってきて、自分の望みが容易に達成 できないことに気づいてきました。ちょうど そのような頃、専門課程に進んだ2回生の後 期に、当時大阪市立大学教授であられた実方 正雄先生の「国際私法」の集中講義を聞きま した。実方先生は、商法学者として知られて いましたが、有斐閣から『金約款論』や『国 際私法概論』などの著書を出版されている国 際私法学者としても著名な方でした。先生 は、国際私法を万民社会の法として世界法の 中で位置づけて、国際私法を各国の国家主権 から解放すべきだとする田中耕太郎『世界法 の理論第2巻』に基づいて、「国際私法は、 日本の法であっても単なる日本の国内法で あってはならず、万民社会の法でなければな らない。また、国際私法を解釈、適用する裁 判所は、日本の裁判所であっても単なる日本 の国内裁判所にとどまってはならず、万民社 会の裁判所でなければならない。」と説か れ、これを基礎として講義を進められた。わ たくしは、この講義を通じて抵触法という新 たな法分野に興味を持つとともに、この法分 野がきわめて理論的で、高度に哲学的な側面 を持つ魅力的で未開拓な学問領域のように思 いました。そして、田中先生のこの本を必死 に読みました。この本によりますと、「Ubi societas ibi ius(社会あるところに法あ り)」という格言を前提として、人類の国家 を越えて展開される交通によって万民社会が 形成され、このような万民社会の法秩序が世 界法であるが、統一法が不十分な現状におい ては国際私法は、各国の国内法に世界法的効 力を生じさせるための不可欠の運河である、 とみて、従来の反致論、法性決定論、公序論 などの国際私法の基礎理論が国家的立場から 国際私法を捉えているために理論的に矛盾を きたしていると批判する、のであります。そ して、このような立場から、国際私法の解釈 のあり方、国際私法規定の欠缺の補充、当事 者自治の原則の肯定などを理論づけるととも に、サヴィニー、ヴォン・バール、マンチー ニ、ジッタ、チーテルマン、フランケンシュ タインなどの学説を検討し、これらの学説に よって国際主義が発展していることをみて、 主としてジッタの見解を支持して国際私法を 万民社会の法、ないし、世界法の一種とみる のです。わたくしは、この本を通じて学問の 一つのあり方、方法を学ぶとともに、国際私 法の捉え方にわたくしなりの疑問も持ちまし た。と申しますと、当時の私がとてもできの 良い学生であったように誤解されるかもしれ ません。実は、最初にこの本を読んだときは 実方先生の講義を聞いた後にもかかわらず、 田中先生の哲学が理解できず、最後まで読み 切ることができませんでした。その頃偶然立 ち寄った古本屋で、田中先生が世界法の理論 を書く数年前に書かれた『法と宗教と社会生 活』という本を手にいれました。この本に は、「神の国は一つである。人間の国も一つ でなければならない。来るべき世界国家のた めに世界法の理論を研究することは、法学者 の崇高にして緊要な任務である」という趣旨 のことが、世界法の理論の構想をより分かり 易くなるように、書かれていました。この本 の助けによって世界法の理論がわたくしに とってより身近なものに感じられたのです。 そして、もし、学問をやる機会を得たら、是 非とも国際私法をやってみたいと考えるよう になりました。

わたくしは、幸運にも名古屋大学で山田鐐 一先生のもとで国際私法を学ぶ機会を得まし た。修士の1年が過ぎる頃、山田先生がイギ リス、アメリカに留学されることになり、修 士論文のテーマを選ばなければならなくなり ました。わたくしには、総論的課題よりも、 各論的課題、それも世界法の理論でも扱われ ている属人法主義と属地法主義、さらにでき れば当事者自治の原則が絡み合うテーマが興 味深く思われました。山田先生との長時間に わたる議論の中で国際相続法をテーマとする ことを許して頂きました。そして、その後国 際相続法が私の主たる研究テーマとなりまし た。相続は人の死亡による財産の移転である 点で財産法にかかわりますが、死者の近親者 への移転である点では親族法上の身分関係の 効果であり、家族法的側面を持ちます。伝統 的に財産法については属地法が、家族法にお いては属人法が妥当すると考えられてきまし た。各国の国際私法を比較法的にみまして も、相続統一主義と相続分割主義、属人法に おける本国法主義と分割主義、さらには実質 私法における包括承継主義と清算主義が複雑

に絡み合うだけに、問題点の宝庫であるように思われました。しかし、このような国際相続の問題を解明するには多くの困難があり、長い時間を必要としました。結局現在までわたくしの国際私法学は、国際相続法という小さな窓から国際私法を覗きみてきたものに過ぎないともいえようかと思います。

わたくしは、世界法の理論が、田中先生の 宗教観から出発しながら、国際私法のあるべ き姿を見事に描き、理論化している点で素晴 らしい業績であると思いましたが、同時に、 現実に存在している法形式や裁判制度をみる と、現実と理念を結び付ける方法が十分に示 されておらず、余りにも空想的で、観念的な ようにも思われました。この本が書かれた昭 和8年という時代を考えればやむ得ぬことと もいえますが、余りに理念的で、観念的な理 論は、しばしば国家主権によって大きく制約 されている国際私法の現実を隠蔽するおそれ があります。世界法の理論の基礎にある哲学 に対する疑念は、確か、田中先生が最高裁の 長官であられたとき、裁判官に「雑音に耳を 貸すな」という趣旨の訓辞を行われたという 報道に接し、より強められました。わたくし には、社会のきしみから生じる雑音にも耳を 傾けながら、法の理念を法解釈の場で実現す るよう努め、苦悩するのが法律家のあるべき 姿であるように思われました。わたくしは、 少なくともそのような立場で法を研究して行 きたいと考えていました。立命館大学から誘 いがありましたとき、名古屋大学法学部の助 手期間を3年以上残しながら敢えてお世話に なることに致しましたのも、当時、三島宗彦 先生、塩田親文先生、山手治之先生、畑中和 夫先生を始め、敬愛していた先生が多くおら れたこともありますが、それ以上に立命館大 学が末川博先生を中心とする自由で民主的な 雰囲気を持つ庶民の大学であったからであり ました。立命館大学、そして、京都という自 由な学問的雰囲気の中で、暖かい友情に囲ま れて学者生活の大半を送ることができたわた くしは、本当に幸せであったと思っていま

庶民の感覚を基礎として国際私法を研究す

るという観点からみる場合に、日本の国際私 法学の最も大きな課題として、古くから日本 に在住する在日韓国・朝鮮人や在日台湾・中 国人の人々をめぐる渉外的法律問題の解決の 実態の科学的把握とその妥当な解決のための 解釈論、立法論の構築の課題が浮かび上がっ て参ります。しかし、いろいろな制約条件の 中で、1986年9月13日の立命館大学を 会場とした全国青年司法書士会連絡協議会の 第15回全国研修会で「定住外国人と家族法 研究会」の皆さんとお会いするまでは、この 問題に立ち入って研究することができません でした。わたくしが、現在では少しはこの問 題について研究を進めることができましたの は、この研究会とわたくしをいろいろな形で 支えて下さった法学部の皆様のおかげである と感謝しております。

立命館大学に赴任した当時から、わたくし が最も悩みましたのは、国際私法は隔年開 講、国際私法ゼミは存在しない、大学院には 国際私法が開講されていない、という状態で した。当時の法学部には、「現代化、総合 化、共同化」というスローガンがありました が、わたくしが一生懸命に研究し、国際相続 法の論文を書きましても、国際私法の重要性 を理解して貰うことが難しいところがありま した。ある時、学部の先輩の畑中和夫先生に その不満をぷつけました。先生は、わたくし の不満に一応耳を傾けられたうえで、「しか し、共同研究などを通じて同僚に理解しても らえる努力をもっとしなければいけないので はないか」と忠告されました。とはいわれて も、国際相続法を中心に研究してきたわたく しには、テーマを変えるか、拡大しない限 り、共同研究の可能性が少ないように思われ ました。そこで、当時はまだ狭い専門家集団 においてのみ興味をもたれていたにすぎない 工業所有権の問題であれば、今後重要となる 分野であろうし、共同研究の可能性が強まる のではないかと考え、特許を中心とする工業 所有権法の問題を国際私法の観点から研究す ることにいたしました。先に述べました世界 法の理論におきましてもすでに、工業所有権 法は、手形小切手法、海商法などと並んで、

最も世界法の形成に適する分野であることが 指摘されており、国際私法学者の研究が望ま れる分野でありました。現に国際私法学会に おける有力な先輩の学者の幾人かが工業所有 権法の研究をしておられました。たとえば、 工業所有権の保護に関するパリ条約の制定の 際には、国際私法学者が関わっていたといわ れており、その規定の背後にある国際私法的 発想がわが国においては過小評価されている のではないかと思われる点がありました。そ こで、留学の機会にこの新たな問題にチャレ ンジすることにしたのであります。一方で は、国際交通や国際情報伝達手段の飛躍的発 展などに促された国際化の進展、国際分業の 展開などによって世界市場が形成され、工業 所有権の国際的保護の適正化が求められます ので、伝統的な属地主義が次第に制約されて くるように思われました。そのような未来の 工業所有権のあり方の一つをEC(ヨーロッ パ共同体)、とりわけ、EC裁判所の判決の 中に見いだせるのではないかと考えました。 他方では、既に100年以上存続し、工業所 有権の国際的保護に重要な役割を果たしてお りますパリ条約の構造を国際私法的観点をい れて解明するために、歴史的に見直すととも に、優先権制度を中心に理論的に捉え直そう と試みました。そして、当時京都大学教授で あられた北川善太郎先生を中心とする「多国 籍企業の活動に関する法律的諸問題」研究 会、発明協会の「工業所有権法判例研究 会」、「名古屋特許法研究会」をはじめ、多 くの研究会で専門家のご教示を受けて国際工 業所有権法の問題に関する研究を一定程度進 めることができましたし、立命館大学の学内 におきましても人文科学研究所の総合研究な ど共同研究を通じて国際私法の重要性の認識 を少しづつ変えることができました。この点 では関連する先輩および同僚の皆様にお礼を 申し上げなくてはなりません。

これまでの国際私法とわたくしの関係を述べて参りましたが、最後に、これから東京に出てどのような国際私法の研究をするつもりであるかについて少しだけ話してみたいと思います。現在のところ、わたくしは、研究の

対象や方法を大きく変えようと考えているわ けではありません。ただ、少しだけ大ボラを 吹かせて頂くと、国際私法における当事者意 思の意義を見直すことによって、国際私法の 全体の新たな理論化、体系化を試みたいと 思っています。一方では、WTO(世界貿易 機関)の設立をはじめとして人、物、金、情 報、サービスの自由化が進み、従来の単純な 客観的な連結方法によっては妥当でない結果 が生じる問題が増加し、他方では、私人間の 私法関係の紛争は、客観的な連結で適切な解 決が得られない場合には、当事者の合理的意 思を基礎とした主観的連結で妥当な解決が得 られることが少なくないようになってきたと 思います。19世紀のヨーロッパ大陸諸国の 国際私法学説をみますと、当事者意思によっ て連結の根拠づけを行う学説が有力でした。 19世紀末から20世紀にかけて民族主義の 台頭にともなって属人法としての本国法主義 が有力になって、従来伝統的に認められてき た住所地主義を否定し、本国法主義を基礎づ ける必要が生じてきました。その場合に従来 の当事者意思による基礎づけでは無理となり ますので、少なくとも属人法の支配する領域 では当事者意思を排斥する必要が生じてきま した。しかし、現在、債権関係ばかりではな く、夫婦財産関係、相続、氏名、不法行為、 物権などの分野でも新たに当事者意思が見直 されようとしています。その理由はどこにあ るのか、債権法で発展してきた理論がどこま で、どのようにして応用できるのか、など解 明すべき問題は多く存在します。まだはっき りしたビジョンを描けるわけではありません が、どうもこの辺に21世紀の国際私法のあ り方を解く鍵がありそうにわたくしには思え るのです。このような問題に新たな気持ちで もう一度取り組んでみたいと考えています。

わたくしも既に50代の半ばを過ぎ、人生のたそがれに近づいていることを感じています。それだけに、良好な現在の学問的環境、雰囲気を捨てて、なぜわざわざ敢えて苦労するであろう東京に出て行くのか、という多くの友人たちの忠告もよく分かります。しかし、これまでのわたくしの歩んで来た道を振

り返るにつけ、わたくしはチャレンジャーとして庶民の感覚で学問に取り組んで参りません。 たし、それ以外に私の行く道はありませんが、残まなことで申し訳ありませんが、発易にれた時間が少ないだけに、情報がより容易の強い東京でも、学問的刺激の強い東京でもう一度初心に帰ってチャレンジしてみたいと考えました。まさに、「この道より我を生かすざいまさに、「この道を行く。」という心境でございます。どうかわたくしの気持ちを理解して頂いて、今後も変わらず、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

最後にお別れの言葉を言わなければなりま せんが、日本流の「さようなら」というのは 余りにも寂しく思います。別れに付きまとう 寂しさ、孤独感は、今、立命館大学を去ろう としているわたくしにもどうしようもない程 強く存在しています。立命館時代で出会った 多くの先輩、同僚の皆さんとの苦しく、ま た、楽しかった数々の思い出とともに、金沢 時代の恩師であられた三島先生や最も気を許 していた同僚の一人兼子義人君との突然の別 れを、何もできなかったという後悔の念を 持って、思い出しています。しかし、東京で の新たな出会いとそれを通じて現在よりは少 しは成長することによって、皆さんとも新た な素晴らしい出会いができますように、ドイ ツ流の挨拶で「立命館大学法学部の皆さん! またお会い致しましょう!」という言葉を残 して、できれば笑顔で旅立とうと思っていま す。

(きだな・しょういち 国際私法)

Ritsumeikan University

オーストラリア・ニュージーランドでの 消費者法調査

国際関係学部教授 堀田 牧太郎

1996年夏のアメリカ、カナダでの調査に続き、1997年1月20日から同月29日までオーストラリア・ニュージーランドでの調査を行ったので、以下に概要を報告する。

国際消費者法の調査は、1994年夏のIOCU京都会議を契機にして、一挙に国際化した感があるが、同会議への参加者の中にオーストラリア、シドニー大学法学部のハーランド教授がおられた。そこで、1月21日食をともにしつつ、1994年以降の消費とともにしつつ、1994年以降のがウンにある法学部を訪問し、同教授の研究室でさらに懇談を続け、消費者法の運用について対した。なお、シドニー大学のでさらに懇談を続け、消費者法の運用についまり、消費者法の運用に対いまり、消費者法の運用に対いまり、消費者法の運用に対いまり、消費者法の運用に対いまり、消費者法の運用に対しており、消費者法の運用に対しており、消費者法の運用に対しており、消費者法の運用に対し、消費者法の運用に対しており、消費者に対しており、消費者に対しており、対象に対している。

1月22日、立命館大学が国際交流協定を 有するシドニー郊外のマコーリー大学を訪問 したが、先方ではヤーベリー総長、ロックス トン副総長が昼食会を開催して歓迎してくれ た。ヤーベリー総長は、オーストラリアの国 立大学の中でも実力派の女性総長であり、弁 護士でもある。その後、法学部長の部屋に移 動し、国際法、人権法、消費者法の教員を含 めて意見交換を行った。同大学法学部は、ア メリカのワイドナー大学法学部と共同で国際 環境法の共同セミナーを行っており、その資 料も入手した。

1月23日、シドニーからメルボルンへ移動し、メルボルン大学法学部のアジア法センターのマルコム・スミス教授を訪問した。同教授は新たに学部主事として多忙に過ごされていたが、銀行オンブズマンとの面談を手配してくれており、市内のオンブズマン事務所で聞き取り調査を行うことができた。

1月25日、飛行機の乗り換えの都合で、ニュージーランドのクライストチャーチのカンタベリー大学を訪問したが、国際関係学部 客員教授としてニュージーランド2000年 財団から派遣されたキース・ジャクソン教授と再会することができた。同教授は、自力と関係を開催してくれたが、そこにはカンタベリー大学総長、バローズ副学長(法学部は、広大なキャンパスにあり、大学法学部は、広大なキャンパスにあり、ゆったりとした建物に入っている。非常に学問的な雰囲気を有する学部であった。

1月27日、ウエリントン入りして、ビク トリア大学商学部のアジア太平洋法律商業セ ンターを訪問し、94年度にアジア2000 年財団派遣教授として立命館大学に滞在した ティム・ビール博士を訪ね、夕食を博士の自 宅でいただいた。そこには、日本法のノッ テージ助教授夫妻、日本語担当の伊藤博士ら 多数が招かれており、有意義な交流をするこ とができた。翌28日は、ビクトリア大学法 学部で消費者法に関するセミナーを開催し、 ブルックス法学部長をはじめ、公法研究所の プール助教授ら20名ほどの教員が集まって くれた。また、ウエリントン市の銀行オンブ ズマン(女性)もわざわさ参加してくれた。 特に、日本法、比較法のトニー・アンジェロ 教授は、我々一行を暖かく迎えてくださり、 夜には波止場の海鮮レストランに全員を招待 してくれた。ビクトリア大学法学部は、ウエ リントン市の一等地、すなわち首相官邸と国 会議事堂の真ん前にあり、裁判所や官庁にも 隣接しており、またその建物は奈良の大仏殿 に次いで世界第2の木造建築である。

以上のような学者との意見交換、銀行オン ブズマン訪問、その他貴重な経験を積んで、 我々4名は29日早朝、日本への帰途につい た。(ほった・まきたろう 国際比較法)

12

韓国出張報告 - その1・ソウル -

谷本 圭子

1996年度文部省科研費研究「消費者保護法の国際的ハーモナイゼーション(代表者・長尾治助本学教授)」に関する研究の一環である韓国の消費者法調査のため、長尾治助教授、鹿野菜穂子教授、出口雅久助教授、大河純夫教授、佐上善和教授、久岡康成教授と共に、韓国・ソウルへ。

3月14日(金)

[13:00 - 延世大学訪問]

延世大学校法科大学の金洪奎教授の案内 で、延世大学校訪問。

法科大学の教授の方々に出迎えられ、李炯 國法学部長より歓迎の挨拶を受ける。

ビデオ撮影室にて、金基永副総長より歓迎の挨拶を受ける。延世大学の紹介ビデオを拝見し、医学学校として1885年にイギリス人により創設されたこと、「鷲」をシンボルとしていることなどが紹介される。

延世大学が保有する博物館に案内され、そこでは書画、朝鮮半島にて古来より使用されてきた道具類、鉱物類、動植物の剥製・標本、大学に関する史料などが、その膨大な量にも関わらず整然と陳列されており、本学スタッフー同圧倒される。

法学部のスタッフの方々により歓迎の夕食会に招待され、夕食の場においても、約款やクレジットをめぐる問題などについて活発な意見交換が行われた。

3月15日(土)

[8:30 - 大法院(わが国の最高裁判所)訪問]

金教授並びにソウル地方法院北部支院の李 鎬元部長判事の案内で、大法院訪問。

大法院裁判研究官徐基錫判事の案内の下、 大法院の紹介ビデオを拝見し、韓国の司法制 度や、一人の大法院長、12人の大法官、約100 名の法官、約100名の事務員が大法院に勤務し ていることなどが紹介される。 小法廷、大法廷、図書館など、地下2階地上16階の建物内部を見学。建物は1995年に創られたということで真新しい。

〔12:00 - 消費者保護院訪問〕

紛争処理委員会の梁鉉局委員長より歓迎の 挨拶を受け、消費者保護院の業務内容などの 説明を受ける。

本学スタッフより何点かの質問が出され、 それに答える形で、まず、消費者保護院に持 ち込まれる苦情内容について説明がなされ た。よくある苦情内容として、冷蔵庫の欠陥 やパッケージ旅行などサービスに関連する苦 情も多いが、最も多いのが農業に関連する苦 情であり特に、購入した「種」が不良であっ たために思ったような収穫が得られず、莫大 な損害を被ったという事例が多いという。

また、消費者保護院での紛争処理の機構について説明がなされた。昨年に持ち込まれた苦情総数約17万件につき、消費者保護院の相談員から企業に対して電話などにより、三者での話し合いの場を持ち解決するという方法が採られる。この方法により多くの紛争が解決される。さらに、残り1万3千件のうち300件にまで絞って消費者保護院から合意勧告がなされ、これを当事者が受け入れなかった場合に、紛争処理委員会による調停に付されるとのことである。

製品検査・実験室などを見学。

消費者保護院のスタッフの方々により昼食会に招待される。

[15:00 - 成均館大学校訪問]

成均館大学校法科大学の高翔龍教授の司会の下、中央図書館会議室にて「韓・日 国際学 術交流会」が行われた。

まず、韓国・日本両国側より出席者の紹介 がなされ、高教授の通訳の下、報告・質疑応 答が行われた。報告内容および報告者は以下 の通りである。

Ritsumeikan University

消費者保護をめぐる諸問題

(1) 戦後日本における消費者金融に対する立法と司法 (日本・大河純夫 本学教授)

(2) 変額保険判決

(日本・鹿野菜穂子 本学教授 /韓国・崔 成均館大学校教授)

(3) 銀行取引の説明義務

(日本・長尾治助 本学教授 /韓国・劉宣基 法学博士)

(4) 信用 (Credit) 取引と抗弁対抗

(日本・谷本圭子 本学助教授 /韓国・李致泳 法学博士)

民事訴訟法

(1) 民事訴訟法の改正問題

(日本・佐上善和 本学教授, 出口雅久 本学助教授 /韓国・姜永虎 大法院裁判研究官,

林治龍 ソウル高等法院判事)

もっとも、時間の都合などにより民事訴訟 法に関する報告は行われず、消費者保護に関 してのみ、報告・質疑応答がなされた。

成均館大学のスタッフの方々より夕食の招待を受ける。夕食中も、民事訴訟法の改正や、夫婦別姓問題などにつき、活発な意見交換が行われた。

夕食後ホテルにおいても、高教授と本学ス タッフとの意見交換は続き、日本と韓国が互 いに相手国を尊重しあいながら交流を深める 重要性を確認し合った。

今回の韓国訪問においては、韓国側関係者の方々に余りあるご厚意を賜った。特に、延世大学校の金洪奎教授、及び、成均館大学校の高翔龍教授には、非常に忙しい時期に(韓国では3月が大学年度はじめ)大勢で訪問したにも関わらず、日本語の通訳や各施設への案内など多大なご苦労をおかけした。ここに謝意を表したい。

(たにもと・けいこ 民法)

アメリカン大学ロー・スクールとの 憲法50周年記念シンポジウムの開催

大久保 史郎

はじめに

憲法制定50周年(11月3日)をひかえて、これにふさわしい企画をという声が学部内で聞こえたのは昨年の年明けだったと思う。国際交流では、94年にドイツのケルン大学法学部と大規模な学部レベルでの交流をおこなったので、今度は東の米国ということになって、96年11月15日に、アメリカン大学ロ・スケールと日本国憲法制定50周年の記念シンポックルを開催した。個人的な印象を交えた報告である。

1.アメリカン 大学ロー・スクール との連絡

立命館は、80年代末より米国のワシントン D.C. にある アメリカン大学との研究・交流を重ねてきたが、それは主として大学レベルと国際関係大学院(School of International Service)であって、ロー・スウール との交流は、前学長代行のMilsteinなどとの個別的なものにとどまっていた。そこで、この機会に学部間の正式な交流に実現すべく、急遽、Deanの Claudio Grossman にFax を送ったら、すぐさま、自分が学部代表団を率いて訪問するとの返事が返ってきた。DeanのGrossmanは国際法が専門

で、米州機構(OAS) の人権委員会委員長である。学部長になったばかりで、日本やアジアとの交流に積極的な姿勢がうかがえた。

日本国憲法50周年記念シンポなので、この 二つの国の人権状況を相互に知る機会にする こと、憲法、刑事手続および家族法が、最近 の動向を含めて、双方の関心を呼ぶだろうということになった。これで憲・民・刑の基 領域をカバーできる。また、米国側からの多 加者に女性研究者を含めることを要請する。 近年の米国の法曹界における女性の進出、活 躍はめざましい。さらに、アリル大学ロ・ルルは、首都という地の利を生かして、法曹等 教育(Clinical Method) は全米トップ・ランクにある。卒業生法曹をふくめた学部間交流 を念頭において、この領域からの人選も希望

連絡してきた参加者リストには、Grossman の名とともに、とくに要望したリベラルな憲法学者として名声の高いシュウォルツ教授 (Herman Schwartz)があったのは喜んだ。もっとも、Vice Dean に加えて、「法と女性」コースや法曹実務教育コースの部長などの学部執行部の主要メンバーが並んでいたのに少々、危惧を感じた。この5名全員が、米国の10月、11月という開講当初の時期に大学を留守できるだろうか、と心配になったからである。ともかく、米国側の意気ごみが伝わってきた。そこで、当時、同大学に滞在中の堀田牧太郎教授(国際関係部、英米法)に詳細な打合せを依頼した。

他方で、当方の体制準備に入ることにした。実行委員長は前学部長の久岡康成教授 (刑事訴訟法)、事務局長は法学会の教員側幹 事である北村和生助教授(行政法)となった。

まずは財政的手当が必要になる。これまでのア州か大学と本学との協定ルールにしたがえば、旅費は自己負担だが、滞在費用は当方もちとなる。相手側が配偶者同伴であることも予想しなければならないと、宿泊費が二倍になると北村氏が心配する(米国の場合、宿泊費は部屋ごとで、何人泊ってもかわらない。イギリスでは一部屋2名に限定するのが多い。日本でもホテルでは部屋ごとの料金になって

きたが、まだまだである)。米国側の返事は、 当然に同伴者を伴うという文面である。さら に、レセプションの費用など、法学会の予算 ではとてもたりないので、いろいろと工夫を くらすことにした。

2.シンポジウムの準備

当日の報告・討議の準備はどうか。日本側は英文訳を用意し、米国側も事前に報告内容を送付し、これを翻訳して、遅くとも当日には参加者に配付することにした。さらに、当日の通訳など、あれこれの手配が必要となる。5月に帰国した堀田、法学部の久岡・北村両名、そして私が準備に取りかかることになった。

まず、国際シンポの場合、この相互連絡に 神経を使う場合が多い。報告者を確定するこ とじたいが実は難しい。ましてや、報告を事 前に送付するというのは至難の技である。そ して、翻訳・通訳を誰がやるか。法学部の名 誉にかけても外注はできない。結局、法学部 に所属するメアリ・野口、吉岡久美子両教授 (英語教育) にお願いし、また、大学院生も動 員することにした。問題領域が違うと、使用 用語も文体も全然ちがってくるから、翻訳・ 通訳は格段に困難になる。あえて、無理を通 させてもらう。もちろん、法学部主催のシンポ ジウムとして、法学部学生の実質的な参加が不 可欠だから、そのために法学会の学生側委員 には事前学習会を設定し、これを前述の北村 および徳川信治助教授 (国際法) が担当とす

10月に入って、報告原稿は届かない。再再四、Faxを送っても返事がない。DeanのGrossmanの所在がつかめない。どうも米州機構人権委員会の会議でチリに行っているようである。第一に、最終の報告者リストが確定しない。8月末に、長尾治助教授が率いる消費者権の米国調査に私も同行した際に、同学部を訪ね、Grossman自身に会って確認したのにである。ついに、相当強硬な内容のFAXを送ったり、相手側の秘書に直接指示することもあった。堀田教授に活躍してもらうこの頃、

同伴者なしとわかって、北村事務局長が喜ぶ。人員もシンポに集中できるのでありがたい。

しかし、日程調整に苦労する。いつ、どの 便で到着するのかがわからない。結局、前日 夕方に関西空港に到着、翌日に、シンポジウムとレ セプション、二日目の午前中に近くを観光して、 午後に研究会とレセプション。そして三日目は山下 潔弁護士に無理をお願いして、大阪弁護士会 で国際人権に関するDean Grossman の講演を 設定してもらった。国際交流は外交交渉を伴 う体力勝負の事業でなるのが常である。相手 側も、あれこれの連絡からみると、代表団を 送りだすのに苦心惨憺していることが伺え る。こうして、米国側報告者の全員が確定 し、報告資料が届いたのは来日一週間前。そ の翻訳を大学院の倉田玲君(博士課程、憲法) に依頼して、バタバタと当日を迎えることに なった。

3. 憲法50周年記念シンポジウム(11月15日)

「日本国憲法50周年記念シンポジウム」は 末川会館のホールで始まった。平野仁彦教授 (法哲学)の司会で、最初に、生田勝義法学部 長とDean Claudio Grossman によるOpening Statemant 。そして第一部「家族と法」:日 本側は二宮周平「変わる家族法と女性の権 利」、米国側は Nell Newton, Rights of Women in the United States。二宮報告は近年の婚姻・離婚に関する民法改正動向を中心にした もの。日本の家族法とくに女性の権利状況 は、ようやく米国側と同じ問題関心とレベル で議論できるようになった。二宮報告の英訳 はメアリ・野口、吉岡のお二人にお願いし、 米国側に渡しておいた (1997年 3月発行の Ritsumeikan Law Review No.13に掲載)。 Newton教授は、少数民族の権利・法の専門家 であるが、女性研究者として、米国における 女性の権利獲得の難しさとたくましさを「雄 弁に」語った。猛烈なスピードの典型的なアメ リカ人のしゃべり口。性差別を禁止する憲法 修正の難しさや憲法判例状況に触れたが、力 点は連邦法の制定を手段とした権利獲得に置 く報告であった。日本語への要約とコメント は堀田氏。学生の出席もよく、とくに女性が めだった。 鹿野菜穂子助教授 (民法) のコメ ントもあり、会場からの学生の質問もあり で、会場の雰囲気も上々。討議の通訳はメア リー・野口教授が担当。

昼をはさんで、第二「刑事司法と人権」は 久岡康成「日本の刑事司法と国際人権」と Robert Dinerstein, Recent Development in American Crimonal Procedure Law and Procedure。午後の司会は市川正人教授(憲 法)。久岡報告は日本の刑事裁判制度を概観 し、その特徴を「低い犯罪率と高い有罪率」 ととらえ、さらに、最近の刑事手続上の諸問 題から、接見交通権の問題及び近年、浮上し た盗聴の立法化をとりあげて、論じた。予定 時間を上回る報告。自ら手がけた英文原稿の 作成に苦労したうっぷんが出たのかも知れない(!)。この英文原稿もRitsumeikan Law Review No.13(1997年 3月発行)に掲載されている。 Dinerstein報告は、この領域における特徴が連邦・州を問わず、立法・行政・司法全域で治安対策的志向が強まり、刑事被疑者・被告人の憲法上の権利への関心が弱まっている点にあると指摘した。要約とコメントを堀田教授が担当した。

第三部は、大久保史郎「日本国憲法と最高 裁判所」とHerman Schwartz, Constitutional Trends。大久保報告は戦後50年の最高裁判例 史を「抽象的公共の福祉」 - 「実質的公共の 福祉」 - 「国益論」 - 「立法裁量論」と概観 し、司法官僚下での日本の司法審査制の危機 を指摘した。Schwartz報告は、80年代後半以 降の連邦最高裁の保守化と人権・連邦制をめ ぐる判例動向を批判的に特徴づけた。 Schwartz教授は、リベラルな週刊誌 NATION の常連寄稿者で、80年代の米連邦最高裁の保 守化を批判する論陣をはっている。個人的に も面識があったので、私はやりやすかった。 質疑応答は吉岡教授が担当。こうして 9時30分 から 5時近くまで、充実した報告、質疑となっ た。最後に、久岡実行委員長の閉会の言葉で 幕となった。

休憩のあと、6時よりカルムで学生をまじえたいわプションをチアノ助教授と法学会学生の司会で開催した。シンポックがは、予想以上の学生の参加と迫力ある報告、そして質疑もほどよく出て、まとまりのよい国際シンポになったと思う。多くの先生方が学生の参加に気をもみ、心配していただけに、和気あいあいの談笑となった。米国側も到着翌日の丸一日の会議で、さぞ疲れただろう。学部主催の国際シ

ンポとしては十分に内容・形がとれたので、 皆の顔にもホッとした気分が流れた。

4. スタッフ研究会(11月16日)

翌11月16日は、午前中に二条城や金閣寺の見学のあと、午後から、両学部の執行部間で、今後の研究・教育交流の協議がなされた。米国側は、とくに日本・アジアむけの ワンソ・セミナーの開設を提案し、立命館側は国際共同研究の推進と法律系大学院の交換留学制度を提案して、今後の協議を約束した。

この後、立命館アカデミア(セミナー・ハウス)で、 法学部の卒業生法曹や他大学研究者をまじえ た研究者セミナーを開催した。報告は、Dean Claudio Grossman, The Organization of American States and the Protection of Human Rights & Andrew Popper, Administrative Law Reform の二本であった。前者は、 米州機構(OAS) 人権委員会の組織及び活動の 現状解説であった。クセのある、しかし、迫 力あるGrossman学部長の弁舌に参加者一同が 強烈な印象をうける。後に、法学部教員の間 で英語にもいろいろあるとの感想がでる。米 国英語になれているはずの私には難しく、な ぜか、薬師寺公夫教授 (国際法) はよくわか るという。国際法学者には怪しげな英語を駆 使する者が多いということかもしれない。

後者のポパー教授の報告は、民事賠償に関する立法・訴訟法の現状を語ったが、近年の 製造者責任・企業責任をめぐる法制および判 例動向に対する激しい批判に力点があった。 日本では、企業責任、製造物責任への追及が 米国では厳しという印象であったが、ポパー 教授によればこれはまったく誤りで、立法・ 行政・司法ともに企業側擁護が目立ち、消費 者・被害者の権利がますます無視されている 傾向にあるという。

この研究会のあと、学部主催のルプシシを約30名で開催した。立命館での日程をすべて済まして、翌日の大阪弁護士会人権部会での講演を残すのみとなった。双方ともに気分よく、歓談に努めた。5人のア州か大学教員を各々とり囲んで、相当程度、フランクでのお会話まで飛び交った由である。ワシハンに位置するア州か大学ロー・スケールと本学部との直接の交流、とくに双方の教員がこうした研究交流を通じて親密になることは、今後の研究情報・人的交流に有形無形のメリットをもたらすことは間違いない。

実は、アメリカン大学ロー・スクールとは、科学研究費による国際共同研究が本年度1997年より3ケ年計画で始まる。この意味で、同大学との国際交流はこれから本格化する。

むすび

それにしても、これほどの体制と準備期間で、よくこの国際シンポを成功裏に終えることができたと思う。近年、どの大学も国際交流が盛んである。しかし、それは大学レベルか、逆に、ある特定の人的ルートを使った一時的なものが多い。学部レベルで、しかも、ほとんどの法学部教員が無理をすることな

く、当たり前というスタイルで、応対する姿 に近年の立命館大学法学部の国際化の水準の 高さがでている。

一般に、法律、法学はその国特有のナショナリス ティックな性格が強い。だから、比較法学なるも のが単なる法制度の紹介や比較を超えようと すると、実は、その成立可能性じたいに強い 疑問が生まれることになる (そこで、最近は比 較法といわずに、外国法ということが多い)。 ところが、他方で、法学者ほど他国の見聞・ 交流に熱心な者はないというのも実情であ る。それが本能的に他国の統治能力、情報入 手に敏感な法学者ゆえなのか、或いは、法学 者のある種の職人気質や法学がもつ専門性、 技術性に由来するのか、はたまた、生活にか かわるすべてに好奇心を働かせる法学者の世 俗さによるのかはわからない。本学でも、法 学部は他学部と比較して格段に外国との接触 に熱心で、これを楽しむ者が多いことに心強 さを感じる。立命館法学部の特色はこの格段 の国際性と、近年、若手の同僚の間でとみに 増えつつある情報操作エキスパート教員を担 い手とする情報化になるかも知れない。何を 現実に創造できるかは、もちろんこれからの 課題だが、立命館法学部は、21世紀の研究・ 教育にむけた必須のツールをすでに準備した のではないか、と想像するのだが、どうだろ う。(なお、このシンポジウムの概況と二宮 報告と久岡報告は、Ritsumeikan Law Review No.13にJoint Seminar Proceedingsの項目で 掲載されている)

(おおくぼ・しろう 憲法)

なまなるはまいくり感謝を止めて

こころおき無き只酒

丁五分的月光日 建国北京日日有代

殺割はけい 積み重ねしか 記月 ちて 男では 伊朝のこの 戰爭 9 その あっかじしなる きらさら無ければ

追い出しこんはり 軽りに今まけは

会事無料の四人な無相代表して

明神したる野興の歌った

あって七月喧騒かつ有意義の

松周亚夫和中并美雄

法学部関連の主な学術交流・研究活動(1997年1月~3月)

97年 1月17日 法政研究会:安本典夫氏「法令上の制限と収用補償」

97年 2月28日 被害法理学研究会:水野五郎氏「消費者のための少額訴訟手続

- 日本とイギリスの比較研究 - 」

・大瀬戸豪志氏「知的所有権と消費者保護」

97年 3月17-18日 高齢化社会プロジェクト研究会:春期合宿

生田勝義氏「生命と自己決定」

市川正人氏「人間の尊厳について」

大河純夫氏「穂積陳重『隠居論』(明治24年・大正4年)を読む」

鹿野菜穂子氏「成年後見と代理法の検討」

佐上善和氏「高齢社会における紛争処理制度」

徳川信治氏「国際人権法と高齢者」

中井美雄氏「須永醇編『被保護成年者制度の研究』を読んで」

平野仁彦氏「法における人間像をめぐって」

松宮孝明氏「医療と刑法」

和田真一氏「民事責任における高齢者の注意義務・責任能力」

吉田美喜夫氏「高齢者の深夜労働」

法学部部門別定例研究会: 法政研究会/公法研究会/民事法研究会/政治研究会

研究会のご案内

国際学術交流研究会

日 時: 97年 4月10日(木) 午後5時~7時

場 所: 末川記念会館 第3会議室

テーマ: 「帰責性関連・違法性・有責性」

報告者: ドイツ ゲッチンゲン大学法学部教授

エルヴィン・ドイチュ氏

通訳者: 本学法学部助手 若林 三奈氏

ご都合がよろしければぜひご来席下さい。

立命館大学法学部ニュース^{*} レター 第8号 1997年3月

編集:立命館大学法学部ニューズ・レター編集委員会

発行:立命館大学法学部研究委員会・立命館大学法学会

京都市北区等持院北町56-1

TEL. 075-465-1111 (代) / FAX 075-465-8294